

## 大阪府北部を震源とする地震において被災された皆さまへの 当金庫の対応について

平成30年大阪北部を震源とする地震により被害を受けられた皆さまに謹んでお見舞い申し上げます。

このたびの災害による被害により災害救助法が適用された大阪府大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町内の被災された皆さまの早期の復旧に向けた支援を行うため、当金庫では下記の対応を実施するとともに、「震災相談窓口」を設置しましたのでお知らせします。

### 記

#### 1. 預金などの取り扱いについて

- (1) 預金の通帳・証書・印章などをなくされた場合でも、預金者本人であることを確認のうえお支払い等の手続きを取らせていただきます。
- (2) ご事情により、定期預金、定期積金等の期限前払い出しをいたします。  
また、これを担保としたご融資をいたします。
- (3) 今回の地震災害による障害のため支払期日が経過した手形の取り立てが必要な場合はご相談ください。
- (4) 今回の地震災害を原因とする手形の不渡り処分や、電子記録債権の取引停止処分または利用契約の解除等についてもご相談ください。
- (5) 損傷した紙幣・貨幣についても、ご相談ください。

#### 2. 融資に関するご相談

- (1) 事業性資金のご相談  
地震災害の復旧、応急資金などのご融資や、借入金の返済条件の変更などのご相談に応じます。
- (2) 住宅ローンなどのご相談  
地震災害による住宅改修などのご融資や、借入金の返済条件の変更などのご相談に応じます。

#### 3. 相談窓口のご案内

当金庫の本部および全ての営業店に「震災相談窓口」を設置しましたので、ご利用ください。

##### (お問い合わせ窓口)

営業店	お取引のある店舗または最寄りの店舗
本部（総務部）	06-6201-2883

以上